生地指甲達第１１号
令和７年５月１９日

各部、課、隊、所、校、署長　　殿

福井県警察本部長

地域技能指導員等に関する運用要領の制定について

地域技能指導員等の運用については、地域技能指導員等に関する運用要領の制定について（令和２年生地甲達第１号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度の組織改編に伴い、別添のとおり運用することとしたので、引き続き効果的な運用を図られたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

地域技能指導員等に関する運用要領

第１　目的

この要領は、警察官の各種技能の向上を図るため、卓越した技能及び知識（以下「技能等」という。）を有する地域警察部門に属する警察官を地域技能指導員又は地域準技能指導員（以下「地域技能指導員等」という。）に指定し、その運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第２　地域技能指導員等の種別と任務

１　種別

(1)　地域技能指導員

ア　職務質問技能指導員

イ　山岳遭難救助技能指導員

ウ　通信指令技能指導員

(2)　地域準技能指導員

ア　職務質問準技能指導員

イ　山岳遭難救助準技能指導員

ウ　通信指令準技能指導員

２　任務

(1)　地域技能指導員

地域技能指導員は、次に掲げる方法等により警察官に対する指導教養を行うものとする。

ア　自所属における指導教養

イ　他所属からの派遣要請に基づく指導教養

ウ　地域指導課の主催する会議、研修会、専科等における指導教養

(2)　地域準技能指導員

地域準技能指導員は、次に掲げる方法等により、原則として自所属の警察官に対する指導教養を行うものとする。

ア　通常勤務における実戦指導

イ　知識や体験に基づく教養資料の作成

ウ　集合教養及びロールプレイング方式の教養訓練における指導

第３　指定基準と指定

１　地域技能指導員

(1)　指定基準

地域技能指導員は、巡査部長以上の階級にある者で、上司、同僚及び部下からの信頼が厚く、指導力及び人格ともに優れ、将来の技能指導官としての素質を有すると認められる者を前提に、次のいずれかの基準に合致する者とする。

ア　職務質問技能指導員

(ｱ)　地域住民にとって身近な犯罪の検挙活動を意欲的に推進し、職務質問による犯罪検挙実績が極めて優秀である者又は職務質問による犯罪検挙関係の表彰

歴が他と比較して顕著である者

(ｲ)　他都道府県警察での職務質問短期派遣研修会修了者又は警察庁若しくは管区規模による「職務質問専科」等を修了した者

イ　山岳遭難救助技能指導員

県内の山岳事情に詳しく、山岳遭難救助技術に卓越した技能等を有する者

ウ　通信指令技能指導員

(ｱ)　通信指令業務に精通し、卓越した通信指令技能等を有する者

(ｲ)　他都道府県警察での委託研修修了者、全国通信指令・無線通話技能競技会出場者等

(ｳ)　福井県警察通信指令技能検定上級を取得している者

(2)　指定等

ア　地域指導課長は、(１)の指定基準を有する者を推薦する場合は、該当する者が所属する所属長と協議の上、地域技能指導員等推薦書（別記様式第１号）により、生活安全部長に推薦するものとする。

なお、過去に同一種別の地域技能指導員の経験を有する者を推薦する場合は、事前に、地域指導課長と協議するものとする。

イ　生活安全部長は、地域指導課長が推薦した者の中から地域技能指導員にふさわしいと認められる者を選定し、地域技能指導員指定書（別記様式第２号）により指定するものとする。

２　地域準技能指導員

(1)　指定基準

地域準技能指導員は、各技能において優秀な実績及び指導力を有し、将来の地域技能指導員としての素質を有すると認められる者を前提に、次の基準に合致する者とする。ただし、巡査（巡査長を含む。）の階級にある者においては、極めて優れた指導力を有する者とする。

ア　職務質問準技能指導員

職務質問による犯罪検挙実績が優秀である者又は職務質問による犯罪検挙関係の表彰歴が他と比較して優秀である者

イ　山岳遭難救助準技能指導員

山岳遭難救助技術を有する者

ウ　通信指令準技能指導員

巡査部長以上の階級にある者及び福井県警察通信指令技能検定中級を取得している者

(2)　指定等

ア　所属長は、自所属において、(１)の指定基準を有する者を推薦する場合は、地域準技能指導員等推薦書（別記様式第１号）を作成し、地域指導課長へ報告するものとする。ただし、自所属において職務質問技能指導員等の配置のない場合は、１人以上推薦するものとする。

なお、過去に同一種別の地域準技能指導員の経験を有する者を推薦する場合は、事前に、地域指導課長と協議するものとする。

イ　地域指導課長は、各所属からの地域準技能指導員推薦書を受理後、地域準技能指導員にふさわしいと認められる者を選定し、地域準技能指導員指定書（別記様式第２号）により指定するものとする。

第４　効果的な運用

地域技能指導員等の配置のある所属長は、自所属の警察官の技能向上を図るため、伝承教養の機会を設定するなど、積極的かつ効果的な地域技能指導員等の運用に努めるものとする。

また、地域技能指導員等の技能伝承状況のほか、好事例などの教養効果を適宜確認・検証し、以後の伝承教養の助言指導を行うものとする。

第５　派遣要請

１　地域技能指導員の派遣

(1)　機動警察隊副隊長又は警察署地域課長（以下「署地域課長等」という。）は、地域技能指導員の派遣を要請するときには、事前に地域指導課と「要請日時・場所・教養内容等」の協議を行うものとする。

(2)　地域指導課は、派遣する地域技能指導員を選定し、当該地域技能指導員が属する署地域課長等と派遣調整を行うものとする。

(3)　（２）の調整後、派遣要請する署地域課長等は、地域技能指導員派遣要請書（別記様式第３号）により、地域指導課長を経由して生活安全部長に地域技能指導員の派遣を要請するものとする。

(4)　地域指導課長は、地域技能指導員派遣要請書を受理後、生活安全部長に報告の上、当該地域技能指導員が属する所属に対し、当該地域技能指導員派遣要請書の写しを送付するものとする。

２　地域技能指導員に対する指示等

(1)　地域技能指導員派遣要請書の写しを受けた所属長は、派遣する地域技能指導員に対して、伝承教養に際しての必要な指示・指導を行うものとする。

(2)　地域技能指導員は、効果の上がる伝承教養に資するための諸準備を行い、教養対象者に合わせた教養を実施するものとする。

第６　教養結果の報告

１　活動実績及び好事例等の報告

(1)　地域技能指導員等は、伝承教養による指導教養を行った際は、定型報告支援システムにて報告するものとする。

(2)　署地域課長等は、自所属の地域技能指導員等と連携し伝承教養後の効果について随時検証を行い、好事例があった場合は、定型報告支援システムにて所属長及び地域指導課に報告するものとする。

２　定期的な検証及び地域技能指導員間の情報共有

地域指導課担当係は、四半期ごとに、地域技能指導員等の活動実績を集計し、活動実績を検証後、地域指導課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。また、各地域技能指導員等の活動実績の報告受理において、他の地域技能指導員等に参考となる情報は機会あるごとに地域技能指導員等間で共有するものとする。

第７　任期

地域技能指導員等の任期は、原則として、人事異動等による他部門への配置換えまでとする。ただし、指定後、面接や活動実績の検証等により、地域技能指導員等としての任務遂行に適さない事由が生じたと判断したときは、当該地域技能指導員等が所属する所属長及び署地域課長等と協議し、解任することができる。

第８　名簿の作成

地域指導課長は、地域技能指導員等の指定後、地域技能指導員等（職務質問・山岳遭難救助・通信指令）名簿（別記様式第４号）を作成するとともに、情報ボックスに登載し、積極的な地域技能指導員の活用に努めるものとする。

第９　記章の着装

職務質問技能指導員及び職務質問準技能指導員は記章を着装することとし、装着については職務質問技能指導員等記章の制式及び着装要領について（平成１８年生地甲達第４号）に定めるところによるものとする。

第 10　機動警察隊員に対する指定について

機動警察隊員については、別途生活安全部長は地域技能指導員を、地域指導課長は地域準技能指導員を、それぞれ機動警察隊と協議の上、指定し、本通達の運用とする。

別記様式省略